

定期監査報告(第6号)

1. 監査の対象

総合政策課、税務課、水道課

2. 監査の期日

令和7年12月22日(月)

令和7年12月23日(火)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【総合政策課】

・まちなみライブラリーは将来的に映像制作を行う際の基盤として活用できるよう整備されており、記録映像の公開場所としては、風土館や東京くっちゃん会など、人々が集まる場所での公開が検討されているところだが、新しい施設ができた際にも活用し、町民の皆さんに親しみを持って頂くように、完成映像だけでなく、途中経過も見て頂くことが必要と考える。

また各町村のHPを見ても、当該町村の歴史感が余り伝わって来ていないと感じることから、この町並みライブラリーの映像を活用することにより、一層の愛着を増幅されることを期待する。

・じゃがりん号の運行にあっては、定着されているものの、少なからず町民の方々の要望もある。今後にあっては、発注者、受託者双方が緊密なコミュニケーションを図り、明示すべきものがあれば仕様書に加えるなどし、町民の方々の安心等に寄与されたい。

【税務課】

- ・業務担当職員や検査員の任命について、通知が徹底されていないため、必ず通知し、誰が誰とやり取りするかを明確にすること。
- ・契約書に記載されている書類は必ず作成すること。
- ・契約書に明示されていない事項については、仕様書等に追加し、相手方に求める要件を明確にすること。
- ・検査・検収に関する通知も同様に確実に行うこと。
- ・変更契約書で使用されている「甲」「乙」の呼称は廃止し、「発注者」「受注者」などに改めること。
- ・契約変更が必要な際は、発注者都合であれば変更承諾書をもらい、明確な理由を記載して変更手続きを行うこと。
- ・相手方の瑕疵による場合は、違約金等が発生する可能性があるため、十分に双方で協議のうえ行うこと。

【水道課】

- ・契約書と仕様書が別々になっているケースが見受けられるため、仕様書は契約書に添付すること。
- また、俱知安町では標準仕様書様式がまだ作成されていないので、これを機に作成を検討するのも良い。
- さらに委託業務に関する契約書に、業務処理責任者についての明示はあるものの、担当職員明示がないものがある。
- この場合にあっては、業務処理責任者が必要であれば、当然業務担当員が必要であると解するのは、一般的である。よって、委託業務の内容を十分勘案しつつ、必要・不必要を判断し、業務においての適切な契約書とすべきである。